

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局全面課長通知）（抄）

改 正 後	現 行
<p>第8 通所介護に関する基準</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(7) 衛生管理等</p> <p>基準第104条は、指定通所介護事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>① 指定通所介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、<u>必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</u></p> <p>② <u>特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ菌対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。</u></p> <p>③ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p> <p>第9 通所リハビリテーション</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(4) 衛生管理等</p> <p>基準第118条第1項は、指定通所リハビリテーション事業所の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意する</p>	<p>第8 通所介護に関する基準</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(7) 衛生管理等</p> <p>基準第104条は、指定通所介護事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>① 指定通所介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、<u>必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。</u></p> <p>② 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p> <p>第9 通所リハビリテーション</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(4) 衛生管理等</p> <p>基準第118条第1項は、指定通所リハビリテーション事業所の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意する</p>

ものとする。

- ① 指定通所リハビリテーション事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
- ② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ菌対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が提出されているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。
- ③ 医薬品の管理については、当該指定通所リハビリテーション事業所の実情に応じ、地域の薬局の薬剤師の協力を得て行うことも考えられる。
- ④ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

#### 第11 短期入所療養介護

##### 2 運営に関する基準

###### (1) 準用

基準第155条の規定により、基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第32条、第33条、第35条から第38条まで、第52条、第65条、第101条、第103条、第118条、第125条、第126条第2項及び第139条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用されるものであるため、第3の3の(2)から(6)まで、(9)、(1

ものとする。

- ① 指定通所リハビリテーション事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。
- ② 医薬品の管理については、当該指定通所リハビリテーション事業所の実情に応じ、地域の薬局の薬剤師の協力を得て行うことも考えられる。
- ③ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

#### 第11 短期入所療養介護

##### 2 運営に関する基準

###### (1) 準用

基準第155条の規定により、基準第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第32条、第33条、第35条から第38条まで、第52条、第65条、第101条、第103条、第118条、第125条、第126条第2項及び第139条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用されるものであるため、第3の3の(2)から(6)まで、(9)、(1

1) (14) 及び (21) から (25) まで、第4の3の(4)、第5の3の(2)、第8の3の(5) 及び(6)、第9の3の(4)の①、②及び④並びに第10の3の(1)、(2) 及び(14)を参照されたい。この場合において、準用される基準第101条第1項については、当該病院、診療所又は介護老人保健施設の従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにする必要があることとしたものであることに留意するものとする。

1) (14) 及び (21) から (25) まで、第4の3の(4)、第5の3の(2)、第8の3の(5) 及び(6)、第9の3の(3)の①及び③並びに第10の3の(1)、(2) 及び(14)を参照されたい。この場合において、準用される基準第101条第1項については、当該病院、診療所又は介護老人保健施設の従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにする必要があることとしたものであることに留意するものとする。